

証券コード 151A
2025年9月10日
(電子提供措置の開始日 2025年9月3日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目8番1号
株式会社ダイブ
代表取締役社長 庄 子 潔

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第25期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://dive.design/ir/stock-meeting>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年9月24日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月25日（木曜日）午前11時00分
2. 場 所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
コモレ四谷 四谷タワー3階 Room D
3. 目的事項
報告事項 第25期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。議決権の行使期限は2025年9月24日（水曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

なお、スマートフォンによる議決権行使につきましては、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）スマートフォンの機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(2) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年9月24日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

(3) 複数回議決権を行使された場合

インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

第25期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告

事業報告

（2024年7月1日から
2025年6月30日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、訪日外国人旅行者と旅行消費額の増加や個人消費の拡大等、社会・経済活動の正常化に向け緩やかな回復傾向が続いた一方で、米国におけるトランプ政権の経済政策動向に対する先行きの不確実性や、為替の変動及びエネルギー・原材料価格の高騰に加えて、不安定な世界情勢を背景とした景気後退懸念等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

観光業界におきましては、観光庁「インバウンド消費動向調査」（2025年4-6月期の調査結果（1次速報））によりますと、訪日外国人旅行消費額は2兆5,250億円（前期比18.0%増）となり、消費内訳の構成比を見ますと、宿泊費が38.5%と最も高くなっております。また、訪日外客数は、6月として過去最高を記録し、過去最速となる6か月で2,000万人を突破しました（出典:JNTO 日本政府観光局「訪日外客数（2025年6月推計値）」）。

このような状況のもと、当社は国内観光業における人材需要の増加に対応するため、継続的な広告宣伝投資を行い、公式LINEの友だち数が18万人（前期比44.7%増）を突破し競争優位性の維持に努めました。さらに、観光業界特化型SaaSをリリースし、宿泊施設における人材管理の効率化を支援することで、顧客とのリレーション強化に取り組みました。また、地方創生事業においても既存グランピング施設の認知度向上を主に推し進めました。

以上の結果として、基幹事業である観光HR事業を中心に当社の業績は堅調に推移し、当事業年度における売上高は13,781,848千円（前期比11.5%増）、営業利益は755,966千円（前期比39.4%増）、経常利益は769,087千円（前期比40.7%増）、当期純利益は454,620千円（前期比41.6%増）となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

なお、当事業年度より、報告セグメントの区分を変更しており「情報システム事業」については、量的な重要性が減少したため、「その他」に含めて記載しております。また、報告セグメントごとの業績をより適切に評価するため、各事業に配分していた費用のうち一部については、全社費用として「調整額」に含めて開示する方法に変更しております。

観光HR事業におきましては、引き続き宿泊業等を中心としたインバウンド市場が活況を呈し、当社取引先である宿泊施設等の人材需要が堅調に推移いたしました。

当事業年度においては、国内人材に加えてワーキングホリデー外国人人材の確保に向けた戦略的な広告宣伝投資が奏功し、就業者数は14,555名（前期比24.3%増）と過去最高を更新しました。また、就業期間の延伸やマッチング精度の向上等により就業者1人あたりの売上高が前期比で8.0%上昇し、期末時点の過去最高水準を更新しました。

以上の結果として、当セグメントの売上高は12,973,477千円（前期比10.1%増）となり、セグメント利益（営業利益）は1,273,363千円（前期比1.6%増）となりました。

地方創生事業におきましては、先行投資フェーズから収益化フェーズへの転換期となりました。既存グランピング施設の認知度向上や、オペレーションの最適化といった取り組みを推進した結果、売上高は前期比で61.2%の増加となりました。

一方で、当社が保有・運営する「クラフトホテル瀬戸内」に関しては、当初計画から見た実績の進行状況に乖離が生じており、今後の収益性の見通しを慎重に検討した結果、減損の兆候が認められると判断し、減損損失109,871千円を特別損失に計上いたしました。また、将来の使用見込みがなくなった東かがわ市にて使用する固定資産の除却に伴い、固定資産除却損23,841千円を特別損失に計上いたしました。

以上の結果として、当セグメントの売上高は792,118千円（前期比61.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は5,772千円（前期は260,980千円の営業損失）となりました。

当事業年度より報告セグメントの区分を変更している情報システム事業等で構成されるその他の事業においては、売上高は16,252千円（前期比80.6%減）となり、セグメント損失（営業損失）は52,498千円（前期は2,760千円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は289,676千円であり、その主なものは次のとおりであります。

地方創生事業の施設投資	129,401千円
観光HR事業、及び地方創生事業のシステム開発投資	119,220千円

(3) 資金調達の状況

第2回新株予約権（ストックオプション）の権利行使に関し、22,436千円の払込金がありました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年7月1日付で株式会社宿屋塾の株式を100%取得し、同社を完全子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

① 派遣スタッフの確保と定着の強化について

観光HR事業においては、人材オーダーの増加や労働市場の逼迫を背景に、必要とする派遣スタッフの安定的な確保が困難となる可能性があります。このため当社は、SEO対策の強化やWEB・SNSを活用した認知拡大施策に加え、外国人材・シニア人材の集客強化、派遣先と派遣スタッフのミスマッチ削減による定着率の向上を図ってまいります。また、継続的な業務システムのアップデートを通じて、オペレーションの効率化とマッチング精度の向上にも取り組んでまいります。

② 多様な人材の確保と育成による競争力の強化

当社が持続的な成長を実現していく上で、既存事業の成長に加え、新規事業の立ち上げやM&A等を通じた事業領域の拡大は、極めて重要な位置付けであります。こうした取り組みを実行・牽引するには、業務遂行力に加え、主体的に行動できる多様な人材の確保と育成が必要不可欠です。そのため当社では、現場を支える即戦力人材のみならず、高度専門人材の獲得・育成に注力しております。また、多様性を尊重する企業文化の醸成や、働きがいのある職場づくりを進めることで、人的資本の価値最大化と組織の持続的競争力向上を目指してまいります。

③ テクノロジーの活用による業務の効率化と生産性向上

当社では、事業拡大と業務の多様化が進む中で、業務の効率化及び全社的な生産性向上が重要であると認識しており、その解決に向けて、テクノロジーを積極的に活用した業務改革を推進しております。生成AIやRPAの導入により、定型業務の自動化や情報共有の効率化等、業務全体の最適化と生産性向上に取り組んでおります。今後も、最適なツールの選定と導入、並びに社員へのITリテラシー教育を進めてまいります。

④ 内部管理体制、ガバナンス体制の強化

事業規模の拡大に伴い、コンプライアンス体制の整備と内部管理の高度化が必要不可欠です。当社は、法令遵守の徹底はもとより、業務の標準化やリスクマネジメント体制の強化を進めております。今後もコーポレート・ガバナンスの充実に注力し、全社的な経営管理水準の向上と企業価値の持続的な最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	第22期 2022年6月期	第23期 2023年6月期	第24期 2024年6月期	第25期 2025年6月期
売上高	4,009,532 ^{千円}	8,265,919 ^{千円}	12,363,389 ^{千円}	13,781,848 ^{千円}
経常利益	23,783 ^{千円}	137,932 ^{千円}	546,588 ^{千円}	769,087 ^{千円}
当期純利益	11,494 ^{千円}	168,348 ^{千円}	320,998 ^{千円}	454,620 ^{千円}
1株当たり当期純利益	1.60 ^円	23.38 ^円	42.86 ^円	54.11 ^円
総資産	2,339,775 ^{千円}	3,146,045 ^{千円}	4,314,946 ^{千円}	4,439,368 ^{千円}
純資産	795,486 ^{千円}	963,835 ^{千円}	1,895,989 ^{千円}	2,272,297 ^{千円}

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(注) 当社の非連結子会社である株式会社宿屋塾については、財務及び事業活動に与える影響が軽微であると判断しており、「重要な子会社」には該当しないものとして本項から除外しております。

(8) 主要な事業内容

事業の区分	事業内容
観光HR事業	労働者派遣事業、有料職業紹介事業
地方創生事業	宿泊事業

(9) 主要な営業所（2025年6月30日現在）

名称	所在地
東京本社	東京都新宿区
札幌オフィス	北海道札幌市北区
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区
大阪オフィス	大阪府大阪市浪速区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区
沖縄オフィス	沖縄県那覇市

(10) 従業員の状況（2025年6月30日現在）

従業員数	前期末比増減
159名	3名増

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であり、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）及び当社雇用の派遣社員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先（2025年6月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社百十四銀行	140,000千円
株式会社三井住友銀行	138,646千円
株式会社みずほ銀行	96,666千円
株式会社三菱UFJ銀行	31,668千円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,492,475株 (うち自己株式数108,600株)
 (3) 株主数 1,008名
 (4) 大株主

株主名	持株数	出資比率
庄子 潔	3,439,135株	41.02%
合同会社なかなか	2,143,320株	25.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	309,000株	3.69%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	207,900株	2.48%
ダイブ従業員持株会	181,330株	2.16%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	177,400株	2.12%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	150,000株	1.79%
SBI 4 & 5 投資事業有限責任組合	145,025株	1.73%
株式会社SBI証券	128,451株	1.53%
片山 晃	118,200株	1.41%

(注) 出資比率は自己株式 (108,600株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
 該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
- ①投資家層の拡大と株式の流動性の向上を図るため、2025年1月1日付で1株につき3株の割合をもって株式分割を実施いたしました。
 - ②当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするとともに、株主還元の充実や資本効率の向上を目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2025年5月9日開催の取締役会決議に基づき、2025年5月12日～2025年6月30日の間、市場取引により108,600株 (発行済株式総数に対する割合は1.3%) の自己株式を総額100,075千円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 第2回新株予約権

発行決議の日	2021年8月25日
新株予約権の数	14,260個
保有人数 当社取締役	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）	普通株式 213,900株
新株予約権の発行価額	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 （注）	1個あたり114円
新株予約権の行使期間	2023年9月16日～2031年9月15日
新株予約権の主な行使条件	<p>I. 新株予約権者は、新株予約権の割当日時点及び権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合又は従業員が定年等の事由により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役の過半数の決定（当社が取締役会設置会社となった場合は、当社取締役会の決議。以下同じ）により認められた場合は、この限りではない。</p> <p>II. 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>III. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p>

<p>新株予約権の主な行使条件</p>	<p>Ⅳ. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、割り当てられた新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。</p> <p>Ⅴ. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役の過半数の決定により当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p>
---------------------	---

(注) 2024年11月8日開催の取締役会決議により、2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、当社発行の信託型ストックオプションである第3回新株予約権の取得及び消却について決議し、2025年3月31日付けで、すべての新株予約権について取得及び消却をいたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	庄子 潔	
取締役	山本 拓嗣	プロジェクト推進担当 株式会社宿屋塾 代表取締役
取締役	野方 慎太郎	営業本部長
取締役	山中 哲男	事業開発・アライアンス担当 株式会社トイトマ 代表取締役 ヒューマンライフコード株式会社 社外取締役 一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター 理事 株式会社ミナデザイン 社外取締役 株式会社バルニバービ 社外取締役 株式会社GreenEnergy&Company 社外取締役
取締役	山口 豪志	株式会社54 代表取締役社長 株式会社ネットスケッチ 取締役 IY Holdings株式会社 取締役会長 LITEVIEW株式会社 社外取締役 DXHR株式会社 社外取締役
取締役	岩井 裕之	かっこ株式会社 代表取締役 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役
監査役	稲川 静 (戸籍名：岩崎 静)	常勤監査役 株式会社KAKEAI 社外監査役
監査役	吉野 公浩	石寄・山中総合法律事務所 代表弁護士 サザンカパートナーズ株式会社 監査役
監査役	小泉 大輔	株式会社オーナーズブレイン 代表取締役 株式会社地域新聞社 社外監査役 株式会社ニュース・ツー・ユーホールディングス 社外監査役 株式会社LOOPPLACE 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 山口豪志及び岩井裕之は社外取締役であります。両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 稲川静、吉野公浩及び小泉大輔は社外監査役であります。3氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 小泉大輔は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
山中 哲男	取締役 事業開発・アライアンス担当 (常勤)	社外取締役 (非常勤)	2024年11月1日

5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である山口豪志、山中哲男、岩井裕之、社外監査役である稲川静、吉野公浩、小泉大輔と会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償金額の限度とする「責任限定契約」を就任時に締結しております。なお、山中哲男は2024年11月1日付で社内取締役就任したため、当該契約は終了しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの客観性及び透明性を確保することにより、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、取締役会が任意に設置する委員会として、指名報酬委員会を設置しております。同委員会は、その過半数が社外役員で構成されております。

同委員会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

(イ) 基本方針

取締役の報酬の決定に当たっては、その透明性及び客観性を確保することを目的として、社外役員を主要な構成員とする指名報酬委員会における公正、透明かつ厳格な答申を経た上で、決定しております。

(ロ) 業務執行を担当する取締役の報酬

- ・短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであること
- ・社内外からの優秀な人材の確保が可能な水準設定であること
- ・在任期間中に持てる経営能力を最大限発揮しうよう、期間業績に対応した処遇であること

(ハ) 業務執行を担当しない取締役の報酬

- ・経営一般の監督機能等を適切に発揮できるよう、経営側の意向に左右されない、独立性を担保できる報酬構成であること
- ・社内外から優秀な人材の確保が可能な水準設定であること

(二) 業績連動報酬

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与により構成しております。業績連動報酬は、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すという理由から各事業年度の営業利益を指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算出し、決定しております。なお、当事業年度における業績連動報酬は支給しておりません。

(ホ) 報酬の決定プロセス

当社は取締役の報酬の決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、役員報酬に関する取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、社外取締役岩井裕之を委員長とし、代表取締役社長庄子潔、社外取締役山口豪志で構成されております。

取締役会は、指名報酬委員会に対し、取締役の報酬等の体系、水準、個人別報酬等の内容、それらの決定方針並びに手続きについて諮問し答申を受け、その結果を踏まえて、取締役会において取締役の報酬を決定しております。

(ヘ) 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬については、指名報酬委員会が原案について決定方針及び多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると認識しております。

(ト) 取締役の個人別の報酬額の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については、指名報酬委員会を構成する各委員の評価を経て、取締役会において決議のうえ、代表取締役社長庄子潔に一任しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	84,660 (7,500)	84,660 (7,500)	—	—	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	97,860 (20,700)	97,860 (20,700)	—	—	9 (6)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、当事業年度中に社外取締役から社内取締役へ異動した取締役1名がおり、当該年度内においては社外取締役としての報酬が含まれているためであります。
2. 取締役の報酬限度額は、2023年9月29日開催の定時株主総会にて年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月28日開催の定時株主総会にて年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち社外監査役2名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

当社と関係のある社外役員の重要な兼職先はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山口 豪志	当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席しております。同氏は、事業法人の経営者や社外取締役として、ベンチャー企業の育成や支援等を中心に、豊富な企業経営やマーケティングに関する知見を有しており、当該観点から経営戦略や事業拡大をはじめ、広域にわたる提言を行っております。
社外取締役	山中 哲男	当事業年度開催の取締役会20回中20回（同氏は2024年11月1日付で社内取締役へ異動しており、社外取締役である期間の取締役会8回中8回）に出席しております。同氏は、事業法人の経営者や各省庁のアドバイザーとして培った企業経営及び地方創生に関する豊富な経験、知見を有しており、当該観点から経営戦略や投資戦略をはじめ、広域にわたる提言を行っております。
社外取締役	岩井 裕之	当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席しております。同氏は、かっこ株式会社の代表取締役を務めており、上場企業の経営者として、経営戦略のみならず、リスク管理やコーポレート・ガバナンスにも高い知見を有しており、当該観点から経営戦略に関して広域にわたる提言を行っております。
社外監査役	稲川 静	当事業年度開催の取締役会20回中20回、監査役会14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	吉野 公浩	当事業年度開催の取締役会20回中20回、監査役会14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	小泉 大輔	当事業年度開催の取締役会20回中20回、監査役会14回中14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(ロ) 当社の不祥事等に関する対応の概要
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,375千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積もりの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた「企業倫理の遵守」と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・行動に際し遵守すべき基準として、ダイブ行動指針を制定し、周知・徹底を図る。
- ②コンプライアンスを推進する体制としてリスクコンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。
- ③総務部長は、取締役及び従業員の規程及び法令順守意識の向上とその運用の徹底を図るため、定期的コンプライアンスに関する研修、テスト等を実施する。
- ④取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ⑤内部監査チームを編成し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役会並びに取り締役に報告する。
- ⑥法令違反その他法令疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を整備し、その運用に当たってはリスクコンプライアンス委員会が適切に対応する。
- ⑦社内規程、業務処理基準を制定、必要に応じて機動的に改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ②取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③内部監査チームは、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を体系的に規定する「リスクコンプライアンス規程」を定め、リスク管理を推進する体制として代表取締役社長を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取り締役に報告する。
- ②当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門におけるそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、総務部長が全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ③不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行う。

- い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④内部監査チーム及び各部門の責任者は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - ⑤BCP（事業継続計画）を定め、必要に応じて改定することにより、当社の経営に重大な影響を与える危機が発生した場合には、危機対策本部を速やかに設置し、損失を最小限に抑えたとともに早期の復旧に努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①職務執行に関する権限及び責任は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
 - ②中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
 - ③経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社では、子会社を主管する部門が「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとする。
 - ②当社では、「関係会社管理規程」において子会社との協議事項等を定め、適宜子会社からの報告を受けるものとする。
 - ③当社では、倫理・法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、子会社の事業内容、規模、議決権比率その他の状況に応じ、各体制、規程等の整備について助言・指導を行うほか、子会社への教育・研修の実施などにより、子会社としての内部統制システムの整備を図るものとする。
 - ④子会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、子会社としての内部統制システムの整備を図るものとする。
- (6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。
 - ②代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。
 - ③会社は、監査役、会計監査人及び内部監査チームが、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。

- ④会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が必要と認める時は、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。
 - ⑤監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ①財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制を有効に機能させるべく、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- (8) 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況
- ①反社会的勢力の排除を実践するため、反社会的勢力対策規程を制定し、その中でいかなる要求に対しても組織として毅然とした態度で対応することを徹底し、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。
 - ②上記の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、定期的にその内容の周知徹底を図る。
 - ③警察、顧問弁護士及び暴力追放運動推進センター等の外部の専門機関からの情報収集を行い、社内で情報を共有し、更に、外部調査機関における情報収集により、新規取引先の事前チェックを行うとともに、取引先とは反社会的勢力であることが判明した場合には契約解除する旨の条項を入れた契約書を別途交わす。
- (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。
- ①当社では、取締役及び監査役全員出席のもと、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定のほか、業績の進捗状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。
 - ②監査役会は、原則月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査人及び監査法人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
 - ③当社のリスク管理体制としては、取締役会並びに適宜行われる社内報告会を通じて代表取

締役をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスの遵守に関しては、代表取締役を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を原則四半期に1回開催し、委員会での議論の内容については、従業員への啓蒙活動等を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	3,371,461	流動負債	1,897,467
現金及び預金	2,065,504	買掛金	9,027
売掛金	1,161,545	短期借入金	131,668
その他	154,052	1年内返済予定の長期借入金	68,008
貸倒引当金	△9,641	未払金	733,382
固定資産	1,067,906	未払費用	201,213
有形固定資産	576,636	未払法人税等	136,350
建物及び構築物	504,535	未払消費税等	342,862
減価償却累計額	△68,447	資産除去債務	4,345
建物及び構築物（純額）	436,087	賞与引当金	119,720
車両運搬具	15,073	その他	150,889
減価償却累計額	△9,399	固定負債	269,603
車両運搬具（純額）	5,674	長期借入金	207,304
工具、器具及び備品	198,751	資産除去債務	62,299
減価償却累計額	△94,244		
工具、器具及び備品（純額）	104,506	負債合計	2,167,071
土地	26,506	【純資産の部】	
建設仮勘定	3,862	株主資本	2,272,297
無形固定資産	259,232	資本金	21,218
ソフトウェア	96,909	資本剰余金	622,374
ソフトウェア仮勘定	161,986	資本準備金	316,796
その他	336	その他資本剰余金	305,578
投資その他の資産	232,037	利益剰余金	1,728,779
関係会社株式	21,900	その他利益剰余金	1,728,779
差入保証金	101,796	繰越利益剰余金	1,728,779
繰延税金資産	103,966	自己株式	△100,075
その他	4,374		
資産合計	4,439,368	純資産合計	2,272,297
		負債及び純資産合計	4,439,368

(注) 千円未満は切り捨て表示しております。

損益計算書

(自 2024年 7月 1日)
(至 2025年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,781,848
売上原価		10,314,540
売上総利益		3,467,307
販売費及び一般管理費		2,711,340
営業利益		755,966
営業外収益		
受取利息	945	
手数料収入	16,522	
その他	1,580	19,047
営業外費用		
支払利息	4,544	
自己株式取得費用	900	
その他	481	5,926
経常利益		769,087
特別利益		
新株予約権戻入益	654	
助成金収入	46,254	46,908
特別損失		
減損損失	109,871	
固定資産除却損	30,839	
固定資産圧縮損	43,411	184,122
税引前当期純利益		631,873
法人税、住民税及び事業税	233,566	
法人税等調整額	△56,313	177,253
当期純利益		454,620

(注) 千円未満は切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年7月1日)
(至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	315,578	305,578	—	305,578	1,274,159	1,274,159
当期変動額						
新株の発行	11,218	11,218		11,218		
減資	△305,578		305,578	305,578		
当期純利益					454,620	454,620
自己株式の取得						
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	△294,359	11,218	305,578	316,796	454,620	454,620
当期末残高	21,218	316,796	305,578	622,374	1,728,779	1,728,779

	株 主 資 本		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	—	1,895,315	674	1,895,989
当期変動額				
新株の発行		22,436		22,436
減資		—		—
当期純利益		454,620		454,620
自己株式の取得	△100,075	△100,075		△100,075
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△674	△674
当期変動額合計	△100,075	376,981	△674	376,307
当期末残高	△100,075	2,272,297	—	2,272,297

(注) 千円未満は切り捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(観光HR事業)

① 人材派遣

観光HR事業による人材派遣は、主に宿泊施設に人材を派遣するサービスを行っております。人材派遣については、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当社の履行義務は派遣スタッフによる労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

② 有料職業紹介

観光HR事業による有料職業紹介は、主に宿泊施設に有期雇用の人材を紹介するサービスを行っております。宿泊施設等である取引先の直接雇用となります。当社の履行義務は当社が紹介した人材による労働力の提供に応じて充足されると判断し、紹介期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

(地方創生事業)

地方創生事業は、宿泊及びそれらに付帯するサービスの提供を行っております。これらは、顧客にサービスの提供が完了した時点及び商品を引き渡した時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社の履行義務(財又はサービスの受渡)が充足されると判断し、収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 計算書類に計上した金額

イ	有形固定資産	576,636千円
ロ	無形固定資産	259,232千円
ハ	減損損失	109,871千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損損失の検討にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を各支店及び施設単位としており、当該単位で減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候が認められた場合、減損損失の認識の要否判定に当たり、各支店及び施設の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る各支店及び施設については、その回収可能価額を正味売却価額又は使用価値との比較により決定の上、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、将来事業計画に基づき行われ、将来の売上高及び人

件費や変動費等の経費の見積りに係る主要な仮定が含まれております。

将来キャッシュ・フローの見積りに当たっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、将来の不確実な経営環境の変動等により利益計画の見直しが必要になった場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 計算書類に計上した金額 103,966千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング等、将来の課税所得の十分性を考慮して判断しております。将来の課税所得の発生時期及び金額の見積りは、過去の実績並びに経営環境等の企業の外部要因に関する情報を反映した翌事業年度を含む取締役会によって承認された利益計画を基礎としております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済状況の変動等により、実績の金額等が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	700,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	600,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	2,765,000株	5,727,475株	—	8,492,475株

(変動事由の概要)

株式分割による増加	5,530,000株
ストックオプションの権利行使による増加	197,475株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 108,600株

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	2021年8月25日 株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	286,050株
新株予約権の残高	19,070個

- (注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。
2. 株式数に換算して記載しております。2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	47,622千円
未払事業税	24,145千円
貸倒引当金	3,335千円
減損損失	38,850千円
投資有価証券評価損	4,576千円
資産除去債務	23,575千円
固定資産除却損	8,246千円
フリーレント賃料	3,045千円
その他	1,318千円
繰延税金資産小計	154,717千円
評価性引当額	△31,387千円
繰延税金資産合計	123,330千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	19,363千円
繰延税金負債合計	19,363千円
繰延税金資産純額	103,966千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については安全性の高い預金等を中心としており、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び出資金は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。これらについては、定期的に発行体や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す等の方法により管理しております。

差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である未払金は、流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)に晒されており、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)に晒されており、変動金利支払の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)差入保証金	101,796	82,510	△19,286
資産計	101,796	82,510	△19,286
(2)長期借入金	275,312	274,033	△1,278
負債計	275,312	274,033	△1,278

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	2,010
非上場株式（関係会社株式）	21,900

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	2,065,113	—	—	—	—	—
売掛金	1,161,545	—	—	—	—	—
差入保証金	4,793	—	—	—	—	97,003
合計	3,231,452	—	—	—	—	97,003

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	68,008	68,008	68,008	47,341	23,947	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している金融商品はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	82,510	—	82,510
資産計	—	82,510	—	82,510
長期借入金	—	274,033	—	274,033
負債計	—	274,033	—	274,033

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定するため、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

(単位：千円)

	合計
観光HR事業	12,973,477
地方創生事業	792,118
その他(注1)	16,252
顧客との契約から生じる収益	13,781,848
その他の収益	—
外部顧客への売上高	13,781,848

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報システム事業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

契約資産については該当がありません。また、契約負債については、残高に重要性が乏しく重要な変動も発生しないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	271円03銭
1株当たり当期純利益	54円11銭

(注) 当社は2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の発行)

当社は、2025年8月8日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対して第4回新株予約権を発行することを決議いたしました。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、2025年6月末日における発行済株式総数の2.07%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております。そのため、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

第4回新株予約権

決議年月日	2025年8月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	1,755
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 175,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	984 (注)3
新株予約権の割当日	2025年9月30日
新株予約権の行使期間	2029年10月1日～2035年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 984 資本組入額 492

新株予約権の行使の条件

i 業績条件① (売上高)

新株予約権者は、2028年6月期及び2029年6月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、いずれの事業年度においても22,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

ii 業績条件② (営業利益)

業績条件①に関わらず、2029年6月期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が1,400百万円を下回った場合、付与された本新株予約権のうち50%を行使することができない（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

iii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき400円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月26日

株式会社ダイブ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 石川 資樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 純一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイブの2024年7月1日から2025年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び子会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月3日

株式会社ダイブ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 稲川 静 ㊟

（戸籍名 岩崎 静）

社外監査役 吉野 公浩 ㊟

社外監査役 小泉 大輔 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、会社分割の方式により持株会社体制へ移行することとし、当社の100%子会社である株式会社ダイブ分割準備会社1号及び株式会社ダイブ分割準備会社2号（以下、株式会社ダイブ分割準備会社1号と株式会社ダイブ分割準備会社2号を個別に又は総称して「承継会社」という。）を吸収分割承継会社として、当社の労働者派遣事業・有料職業紹介事業及び地方創生事業をそれぞれの会社に承継させるための吸収分割契約（以下、個別に又は総称して「本吸収分割契約」といい、本吸収分割契約に基づく吸収分割を個別に又は総称して「本吸収分割」という。）を2025年8月18日に締結いたしました。

本議案は、本吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本吸収分割の効力発生は2026年7月1日を予定しており、本議案及び第2号議案「定款一部変更の件」の承認並びに本吸収分割の効力が発生することを条件として、同日付けで当社は、「株式会社ダイブグループ」に商号を変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定であります。

1.吸収分割を行う理由

当社は労働者派遣事業及び有料職業紹介事業行う観光HR事業と、宿泊施設の運営を行う地方創生事業を2本柱として、事業活動を展開しております。

事業環境が急激に変化するなか、当社グループが持続的成長を目指すために、当社は本吸収分割により、当社の事業のうち、観光HR事業に関して有する権利義務を当社の100%子会社である株式会社ダイブ分割準備会社1号に、地方創生事業に関して有する権利義務を当社の100%子会社である株式会社ダイブ分割準備会社2号にそれぞれ承継させることで、持株会社と事業会社に分離した持株会社体制へ移行することといたしました。

持株会社となる当社においては経営管理を担い、事業会社となる承継会社においては意思決定の迅速化を図ることで、グループ経営の効率化及びガバナンスの更なる高度化により、当社グループの企業価値向上を目指します。

2.吸収分割契約の内容の概要

当社が承継会社と締結した吸収分割契約の内容は、それぞれ以下のとおりであります。

(1) 「吸収分割契約書 (写)」 (株式会社ダイブ分割準備会社1号)

吸収分割契約書

株式会社ダイブ (以下「甲」という) 及び株式会社ダイブ分割準備会社1号 (以下「乙」という) とは、甲の事業のうち、観光HR事業 (以下「本件事業」という) に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割 (以下「本件分割」という) に関し、次のとおり吸収分割契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、吸収分割の方法により、甲の本件事業に関して甲が有する第3条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 (当事者の商号及び住所)

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収分割会社

商号：株式会社ダイブ

住所：東京都新宿区新宿二丁目8番1号

(乙) 吸収分割承継会社

商号：株式会社ダイブ分割準備会社1号

住所：東京都新宿区新宿二丁目1番12号

第3条 (承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

1.乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務 (以下「本承継対象権利義務」という) は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

2.前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、①法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は②本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙が協議の上、これを承継対象から除外することができる。

3.第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条 (吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第5条（効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2026年7月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

甲は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、本契約及び本件分割に必要な事項に関する承認を受けるものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業避止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自が署名捺印のうえ、各1通を保有する。本契約を書面によらず電磁的方法により締結する場合は、その証として本書の電磁的記録を作成し、内容について甲及び乙が合意の後、各自電磁的記録を保管する。

2025年8月18日

甲 東京都新宿区新宿二丁目8番1号
株式会社ダイブ
代表取締役 庄子 潔

乙 東京都新宿区新宿二丁目1番12号
株式会社ダイブ分割準備会社1号
代表取締役 野方 慎太郎

別紙 承継権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本件分割の効力発生日において甲の有する本件事業に属する次の権利義務とする。

1.承継する資産

(1)流動資産

①現金及び預金

本件事業に属する現金及び預金。

②本件事業に属する金銭の信託、未収入金その他一切の流動資産。ただし、甲乙間で別途合意した流動資産を除く。

(2)固定資産

本件事業に属する一切の固定資産。ただし、有形固定資産、無形固定資産（商標権その他の知的財産を含む）及び甲乙間で別途合意した固定資産を除く。

2.承継する負債

(1)流動負債

本件事業に属する未払金、預り金その他一切の流動負債。ただし、甲乙間で別途合意した流動負債を除く。

(2)固定負債

本件事業に属する預かり保証金その他一切の固定負債。ただし、甲乙間で別途合意した固定負債を除く。

3.承継する契約等

本件事業に関連して甲が締結した契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲乙間で別途合意した契約に関する契約上の地位及びこれに基づき発生した権利義務を除く。

4.承継する雇用契約等

効力発生日において、甲の本件事業を実施する部署（総務部、経理部、人事部、経営企画部、情報システム部、事業開発部、マーケティング部及び成長戦略部を除く）に在籍しているすべての従業員との雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

以上

(2) 「吸収分割契約書 (写)」 (株式会社ダイブ分割準備会社 2 号)

吸収分割契約書

株式会社ダイブ (以下「甲」という) 及び株式会社ダイブ分割準備会社 2 号 (以下「乙」という) とは、甲の事業のうち、地方創生事業 (以下「本件事業」という) に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割 (以下「本件分割」という) に関し、次のとおり吸収分割契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、吸収分割の方法により、甲の本件事業に関して甲が有する第3条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 (当事者の商号及び住所)

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収分割会社

商号：株式会社ダイブ

住所：東京都新宿区新宿二丁目 8 番 1 号

(乙) 吸収分割承継会社

商号：株式会社ダイブ分割準備会社 2 号

住所：東京都新宿区新宿二丁目 1 番 12 号

第3条 (承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務 (以下「本承継対象権利義務」という) は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、①法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は②本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙が協議の上、これを承継対象から除外することができる。

3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条 (吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第5条（効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2026年7月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

甲は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、本契約及び本件分割に必要な事項に関する承認を受けるものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業避止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自が署名捺印のうえ、各1通を保有する。本契約を書面によらず電磁的方法により締結する場合は、その証として本書の電磁的記録を作成し、内容について甲及び乙が合意の後、各自電磁的記録を保管する。

2025年8月18日

甲 東京都新宿区新宿二丁目8番1号
株式会社ダイブ
代表取締役 庄子 潔

乙 東京都新宿区新宿二丁目1番12号
株式会社ダイブ分割準備会社2号
代表取締役 野方 慎太郎

別紙 承継権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本件分割の効力発生日において甲の有する本件事業に属する次の権利義務とする。

1.承継する資産

(1)流動資産

①現金及び預金

本件事業に属する現金及び預金。

②本件事業に属する金銭の信託、未収入金その他一切の流動資産。ただし、甲乙間で別途合意した流動資産を除く。

(2)固定資産

本件事業に属する一切の固定資産。ただし、有形固定資産、無形固定資産（商標権その他の知的財産を含む）及び甲乙間で別途合意した固定資産を除く。

2.承継する負債

(1)流動負債

本件事業に属する未払金、預り金その他一切の流動負債。ただし、甲乙間で別途合意した流動負債を除く。

(2)固定負債

本件事業に属する預かり保証金その他一切の固定負債。ただし、甲乙間で別途合意した固定負債を除く。

3.承継する契約等

本件事業に関連して甲が締結した契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲乙間で別途合意した契約に関する契約上の地位及びこれに基づき発生した権利義務を除く。

4.承継する雇用契約等

効力発生日において、甲の本件事業を実施する部署（総務部、経理部、人事部、経営企画部、情報システム部、事業開発部、マーケティング部及び成長戦略部を除く）に在籍しているすべての従業員との雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項の相当性に関する事項

本分割に際しては、当社に対して承継会社の株式その他の資産の割当てを行いませんが、当社は承継会社の発行済株式全部を保有していることから相当であると判断しております。

(2) 承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社は2025年7月1日に成立した会社であるため、確定した事業年度は存在しません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

①株式会社ダイブ分割準備会社1号の成立の日における貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預金	120百万円	資本金	60百万円
		資本準備金	60百万円
資産合計	120百万円	負債・純資産合計	120百万円

②株式会社ダイブ分割準備会社2号の成立の日における貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預金	5百万円	資本金	2.5百万円
		資本準備金	2.5百万円
資産合計	5百万円	負債・純資産合計	5百万円

(3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、持株会社としての役割をより明確にする観点から、商号及び目的を変更するものであります。なお、これらの変更につきましては、第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること及び本吸収分割の効力が生じることを条件として、本吸収分割の効力発生日である2026年7月1日に変更の効力が発生するものとし、また、あわせてその旨の附則を設けるものであります。

(2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化等を目的として、取締役の任期を現行の2年から1年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (商号) 当社は、株式会社ダイブと称する。なお、英語表記としては、<u>Dive Inc.</u>とする。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～22 (条文省略) (新設)</p> <p>23 前各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業 24 前各号に付帯し、または関連する一切の事業</p> <p>第3条～第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、株式会社ダイブグループと称する。なお、英語表記としては、<u>Dive Group Inc.</u>とする。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。)、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>1～22 (現行どおり) 23 <u>ベンチャーキャピタル及びベンチャー企業に対する投資及びその育成</u> 24 前各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業 25 前各号に付帯し、または関連する一切の事業</p> <p>第3条～第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第8章 附 則</p> <p>附則第1条 (商号及び目的の変更に関する経過措置) 第1条 (商号) 及び第2条 (目的) の変更は、2026年7月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを自動的に削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	しょうじ きよし 庄子 潔 (1979年3月24日生) <取締役在任年数> 18年1ヶ月 (本総会終結時)	1999年10月 (株)テクノサービス 入社 2001年11月 (株)ヒューマニック 入社 2003年3月 当社 入社 2007年3月 当社 仙台支店長 就任 2007年8月 当社 取締役東日本エリアマネージャー 就任 2012年5月 当社 代表取締役社長 就任(現任)	5,582,455株
<p>【取締役候補者とした理由】 創業期より経営に参画し、2012年に代表取締役社長に就任して以降、リゾート人材サービス事業を基盤に事業の多角化と地域創生への取り組みを推進し、2024年には東証グロース市場への上場を実現。経営手腕と先見性を活かし、持続的成長と企業価値向上に大きく寄与していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

2	やまもと たくじ 山本 拓嗣 (1974年9月28日生) <取締役在任年数> 18年1ヶ月 (本総会終結時)	1997年4月 (株)帝国ホテル 入社 2005年1月 当社 入社 2007年3月 当社 大阪支店長 就任 2007年8月 当社 取締役西日本エリアマネージャー 就任 2012年5月 当社 取締役リゾート人材サービス事業部長 就任 2017年4月 当社 取締役ビジネスサポート部長 就任 2018年9月 当社 取締役ビジネスサポート部長兼管理本部長 就任 2019年4月 当社 取締役事業推進部長 就任 2020年4月 当社 取締役管理本部長 就任 2024年7月 当社 取締役プロジェクト推進担当 就任(現任) 2024年7月 (株)宿屋塾 代表取締役 就任(現任)	85,200株
	【取締役候補者とした理由】 2005年に当社に入社し、大阪支店長、西日本エリアマネージャーから始まり、リゾート人材サービス事業部長、管理本部長を歴任し、2024年7月よりプロジェクト推進担当として企業の成長と組織基盤の強化に多大な貢献を果たしており、今後もその実務力と統率力を活かし、経営の継続的発展に寄与することを期待することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	のがた しんたろう 野方 慎太郎 (1980年8月6日生) <取締役在任年数> 7年7ヶ月 (本総会終結時)	2003年4月 (株)ゲオ 入社 2007年3月 当社 入社 2011年2月 当社 福岡支店長 就任 2014年4月 当社 西日本エリアマネージャー 就任 2016年3月 当社 中日本エリアマネージャー 就任 2017年4月 当社 執行役員リゾート人材サービス事業 部長 就任 2018年2月 当社 取締役営業本部長 就任(現任)	44,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 2007年に当社に入社し、福岡支店長やエリアマネージャーを歴任し、2018年には取締役営業本部長に就任し、その間、リゾートバイトを通じた事業の拡大に貢献し、「非観光地」や遊休資産の価値を見出す地方創生モデルに着目し、戦略的に事業を牽引しており、今後もその経験に基づく経営への貢献を期待することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

4	やまなか てつお 山中 哲男 (1982年7月17日生) <取締役在任年数> 5年7ヶ月 (本総会終結時)	2001年4月 (株)赤堀製作所 入社 2003年10月 炭火ゆるり 開業 2008年5月 (株)インプレス(現、(株)トイトマ) 代表取締役 就任(現任) 2019年6月 ヒューマンライフコード(株) 社外取締役 就任(現任) 2019年9月 (株)クラフィット 代表取締役 就任 2020年2月 当社 取締役 就任 2020年3月 一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター 理事 就任(現任) 2021年5月 (株)ミナデイン 社外取締役 就任(現任) 2021年10月 (株)バルニバービ 社外取締役 就任(現任) 2022年7月 (株)フィット (現、(株)GreenEnergy&Company) 社外取締役 就任(現任) 2024年11月 当社 取締役 事業開発・アライアンス担当 就任(現任)	2,000株
	【取締役候補者とした理由】 2020年2月に社外取締役に就任し、その後2024年11月には取締役（事業開発・アライアンス担当）に就任しております。豊富な新規事業開発経験と行政プロジェクト推進の実績を背景に、当社における成長戦略部の設立等、戦略中枢の強化を担い、経営の持続的成長に不可欠であり、今後もその知見とネットワークを活かし、新たな価値創造に貢献いただくことを期待することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
5	やまぐち ごうし 山口 豪志 (1984年1月5日生) <社外取締役在任年数> 7年4ヶ月 (本総会終結時)	2007年3月	クックパッド(株) 入社	3,000株
		2012年3月	(株)リート(現、ランサーズ(株)) 入社	
2015年1月	(株)デフタ・キャピタル 参画			
2015年5月	(株)54設立 代表取締役社長 就任(現任)			
2017年7月	プロトスター(株) 代表取締役COO 就任			
2018年3月	(株)ネットスケット 取締役 就任(現任)			
2018年5月	当社 取締役 就任(現任)			
2018年8月	(株)ハチサン広告部隊(現、IY Holdings(株)) 取締役会長 就任(現任)			
2018年9月	(株)AGREE(現、(株)リーバー) 取締役 就任			
2022年8月	LITEVIEW(株) 社外取締役 就任(現任)			
		2024年6月	DXHR(株) 社外取締役 就任(現任)	
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 事業法人の経営者や社外取締役として、ベンチャー企業の育成や支援等を中心に、豊富な企業経営やマーケティングに関する知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に 適宜助言又は提言を受けることができると判断していることから、引き続き社外取締役として の選任をお願いするものであります。				
6	いわい ひろゆき 岩井 裕之 (1971年9月15日生) <社外取締役在任年数> 3年5ヶ月 (本総会終結時)	1995年4月	(株)星光堂 入社	0株
		2005年5月	(株)ネットプロテクションズ 入社	
2011年1月	かっこ(株)設立 代表取締役 就任(現任)			
2021年8月	(株)リカバリー 取締役 就任			
2022年3月	(株)Orchestra Holdings 社外取締役 就 任(現任)			
		2022年4月	当社 取締役 就任(現任)	
【社外取締役候補者とした理由】 上場企業の経営者として、経営戦略のみならず、リスク管理やコーポレート・ガバナンスにも 高い知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を受ける ことができると判断していることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするもの であります。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 山口豪志及び岩井裕之は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、取締役候補者である山口豪志及び岩井裕之を東京証券取引所の定めに基づく
 独立役員として届け出ております。

4. 当社は、山口豪志及び岩井裕之との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しておりますが、山口豪志及び岩井裕之の選任が承認された場合には、同氏らと同契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、職務の執行に起因して株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 取締役候補者庄子潔の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である合同会社なかなかが所有する株式数を含んでおります。
7. 取締役候補者山本拓嗣の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である合同会社ノットカンパニーが所有する株式数を含んでおります。
8. 取締役候補者庄子潔は当社の大株主であり親会社等に該当します。

以 上

第25期定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
コモレ四谷 四谷タワー3階 Room D



- 交通
- ・ JR 中央線、総武線 四ツ谷駅四ツ谷口より徒歩約1分
 - ・ 東京メトロ 南北線 四ツ谷駅出口3より徒歩約1分
 - 丸ノ内線四ツ谷駅出口1より徒歩約3分
- ※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。